

農地中間管理事業の推進状況について

1 要旨・目的

農地中間管理事業の令和6年度の実施状況を取りまとめたので報告する。

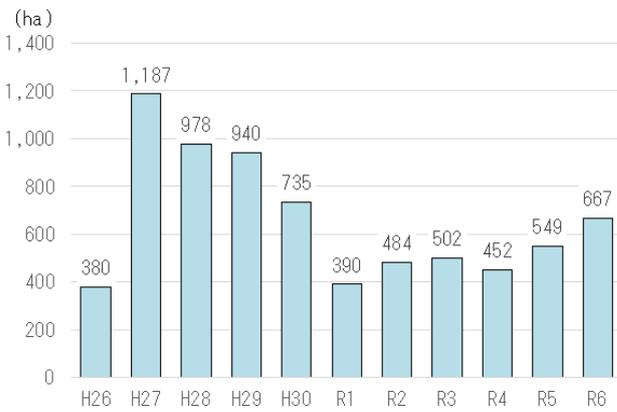
2 現状・背景

本県では、力強い農業を構築するため、地域での話し合いを進め、担い手に農地を集積するとともに、生産性の高い園芸用農地の確保については、担い手の借受希望を明確にした上で、対象地域の意向を確認し、農地のマッチングを行い、農地中間管理事業を活用した農地集積を進めている。

3 概要

(1) 農地中間管理機構による担い手への農地集積

令和6年度、農地中間管理機構（以下、「機構」と言う。）が担い手へ集積した農地は、236 経営体に対し 667ha であった。令和6年度末時点で、機構を通じて担い手へ集積されている農地は、721 経営体に対し 6,053ha となり、担い手の経営面積 14,129ha の 42.8% を占めている。



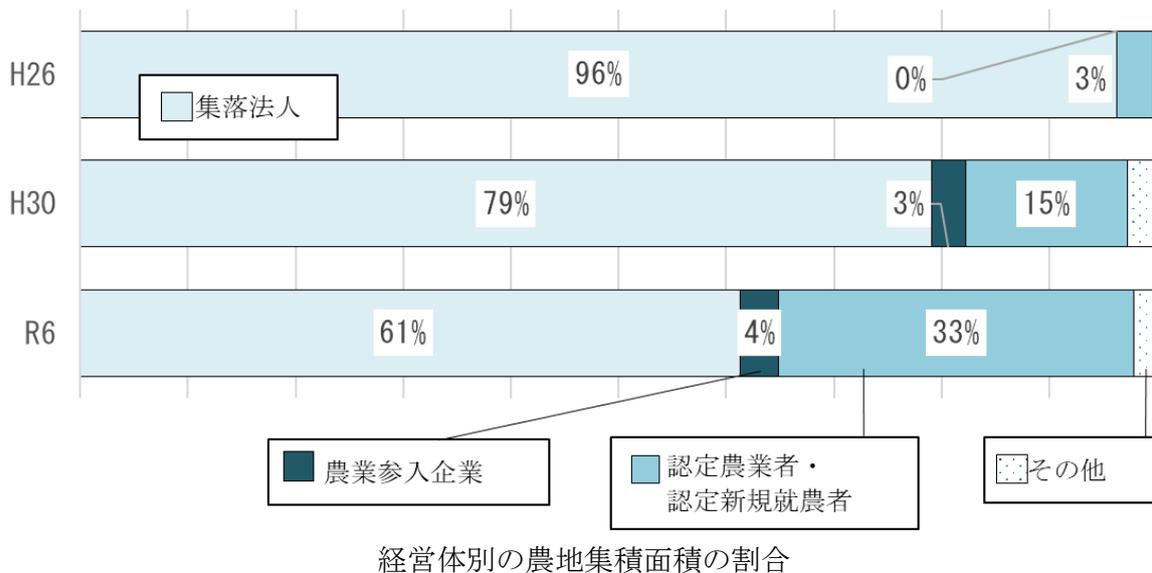
機構による担い手への集積面積

区分	経営体数	面積 (ha)
担い手の経営面積 (機構を介さないものを 含む)	1,929	14,129
うち機構を活用した 集積面積	721	6,053

(2) 経営体別の農地集積及び園芸用農地の集積

事業開始時（平成26年度）は集落法人の新設及び規模拡大に関連する機構の活用がほとんどを占めていたが、近年は農業参入企業、認定農業者及び認定新規就農者の活用が増加している。

これらの担い手に対して、生産性の高い園芸品目の導入を推進しており、年間目標どおりの55haを集積した。



機構を活用した園芸用農地の集積 (ha)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
単年度集積面積	1	30	39	53	75	52	80	39	66	62	55
累計	1	31	70	123	198	250	330	369	435	497	552

4 今後の対応

(1) 地域計画の実行と見直しによる担い手への農地集積

機構を活用した担い手への農地集積を促進するため、令和6年度末までに市町が策定した地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」と言う。）の実行と見直しを進めていく。

具体的には、県、市町、農業委員会等が連携して地域での話し合いを継続することにより、地域計画に位置付けられた担い手の意向を明確にし、農地所有者の意向を確認してマッチングを進める。

また、機構がこれまで蓄積した情報を活用し、広域に農地確保を希望する担い手を担い手不在の地域に紹介して話し合いを進めることで、将来の担い手として地域計画に位置付ける取組を進めていく。

このような取組により、地域計画の実行と見直しを進め、機構を活用した担い手への農地集積に繋げる。

(2) 農地中間管理事業の取扱件数の増加への対応

農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」と言う。）の改正に伴い、これまで基盤法に基づいて耕作者が借り受けていた農地についても機構を通じた貸借に移行するため、機構が管理する農地面積が4倍程度となることが想定されることから、事務の効率化に取り組みとともに、必要な予算の確保等について、引き続き国に対して要望していく。